

## ○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成28年9月定例会

### 農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、日本農業遺産についてであります。

このことについて一部の委員から、南予地域の農業遺産申請に向けての取組状況はどうか。また、認定のメリット及び他県のエントリー状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、宇和海沿岸における段々畑などの急傾斜地での、いわゆる3つの太陽を利用した高品質な柑橘栽培システムの日本農業遺産認定に向け、県をはじめ、関係の3市2町やJA、南予用土地改良区連合、観光団体等で構成する「愛媛県南予地域農業遺産推進協議会」を立ち上げ、申請準備を行うとともに、今回の補正予算に、PRチラシの作成やシンポジウムの開催などの経費を計上し、機運醸成や情報発信に努めることとしている。

認定のメリットについては、国からの直接的な財政支援はないが、認定を契機に、南予地域の一大果樹地帯とそこで生産される柑橘の素晴らしさを国内外にアピールできることから、観光誘客や柑橘輸出の追い風になるほか、南予地域全体のブランド化はもとより、地域住民の自信と誇りの創出につなげていきたい。

なお、他県の状況については、香川県の「さぬきのため池農業システム」や徳島県の「剣山の傾斜地農耕システム」などが認定に向けて取り組んでいる旨の答弁がありました。

第2点は、林業新規就業者確保促進事業についてであります。

このことについて一部の委員から、この事業の対象者の考え方や周知方法はどうか。

また、就業相談会においては、愛媛のメリットや他地域との違いをアピールすべきではないかとただしたのであります。

これに対し理事者から、主要なターゲットは、新卒者や都市部の仕事でアン

マッチを感じている方々を想定しており、新聞等のメディアやウェブサイト等を活用して、広く周知を図るほか、森林組合や林業研究グループ等の森林所有者と連携し、血縁や地縁を通じて周知を図るなど、多くの参加者を募りたいと考えている。

また、今回、「えひめ愛顔の農林水産人」掲載の林業従事者など、豊かな自然の中で、いきいきと活躍する方の映像ツール等を作成紹介することとしており、その中で、本県が全国でも有数の林業県であることを強くアピールするとともに、就業後の段階的研修制度や愛媛の山で働く魅力をPRするなど、これまでの林業の負のイメージを払拭することにより、本県での就業に繋げていきたい旨の答弁がありました。

第3点は、漁港施設・海岸保全施設の維持管理についてであります。

このことについて一部の委員から、台風による大きな被害を受けてからの修繕では多額の費用を要してしまうと考えるが、漁港施設や海岸保全施設の計画的な維持管理に、どのように取り組んでいるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、平成36年度までに築後50年を経過する漁港施設は、全体の約31%、海岸保全施設では約62%に達すると見込まれ、老朽化に伴い更新を必要とする施設の増加が懸念されることから、これまでの事後保全から、予防保全を目的とした維持管理に取り組むこととし、既存施設の老朽化対策を進めている。

このうち、漁港施設については、国の補助事業の採択要件を満たす135の漁港を対象に、施設の調査・診断を行い、機能保全計画を策定することとしており、これまでに110の漁港で計画を策定しているほか、37漁港で対策工事に着手しており、今年度は新たに7漁港、来年度は18漁港で工事に着手する予定である。

また、海岸保全施設については、27年9月に改定された愛媛県海岸保全基本計画において、施設の適切な維持管理が位置づけられたことから、各施設において、長寿命化計画を順次策定することとしており、32年度までの完了を目指して取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・今年度の果樹の作柄
- ・キウイフルーツの樹体共済制度
- ・放置竹林の整備や竹資源の活用
- ・水産物の海外輸出
- ・伊予の媛貴海の販売戦略

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。